

指摘事項に係る周知

鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局長寿社会課

事故報告について

- 事故報告が必要な案件については、**速やかに報告を行うこと。**
- 報告の必要性については、「鳥取県介護保険事業者における事故発生時の報告要領」に従うこと。

本年度受けた照会

1. 病院受診の結果、傷病名がつかず薬が処方されないケースがある。診断の結果が、「安心してください」、「様子を見ましょう。」、「大丈夫と思いますよ。」等の場合に事故報告書の提出が必要ですか？
2. 湿布薬のみが処方された場合は、事故報告書の提出が必要ですか？

事故報告について

照会 1 への回答

事故報告書を提出する必要は、ありません。

理由としては、鳥取県介護保険事業者における事故発生時の報告要領の第 2 条各項に該当しないためです。

県への事故報告について、判断に迷う事案があれば、ご相談ください。

照会 2 への回答

湿布薬が出た場合についても、個別判断となるが、報告不要の場合がある。
介護サービス利用者の生命・身体にとって重大な危険が及ぶ介護事故を防止し、安全な介護サービス提供を図るための報告であるということを念頭にご判断ください。
こちらについても、判断に迷う事案があれば、ご相談ください。

通所介護事業所の日常生活費について

- 日常生活費の**内訳を明示して徴収**を行うこと。
- 日常生活費に関して、厚生労働省から出されている通知を確認すること。

本年度受けた照会

1. 介護老人福祉施設において、施設内の共用備品（トイレトーパー、ティッシュペーパーなど）の費用を入所者から一律に徴収してもよいですか？
2. 高額介護サービス費や公費負担医療に係る払い戻し申請事務について、現在、施設入所者から事務手数料を徴取していないが、払い戻し申請に関して事務手数料を徴取することは可能ですか？

照会1への回答

施設内の共用備品（トイレトペーパー、ティッシュペーパーなど）の費用を入所者から一律に徴収することは、できません。

照会2への回答

介護老人福祉施設が提供する介護サービスと直接関係のない費用として、施設入所者から事務手数料を徴収することは可能。入所者から事務手数料を徴収するにあたっては、次の点を理解したうえで、徴収いただくようお願いします。

- 運営規定、重要事項説明書、契約書に記載すること。
- 入所者からの相談や依頼に基づいて、申請事務の代行を行うこと。
- 申請事務を引き受ける際は、入所者に費用徴収、徴収額について、ていねいに説明を行い、同意を得て行うこと。
- 費用徴収は、実費相当額の範囲で、徴収額の内訳を明示して行うこと。

身体拘束の要件と記録について

- 身体拘束の要件を**逐一、確認**すること。
- 身体拘束を行った場合、**必ず記録**すること。

本年度受けた照会

入所者の安全管理の観点から、入所系施設の出入口を施錠することは、身体拘束にあたるか？

照会への回答

ある行為が「身体拘束」に該当するか否かは、**個別具体的な事情を総合的に考慮し判断する必要**がある。

常時施錠した状態で施設を運営すると、**入所者は一定の空間から自らの意思で出入りすることができないため**、入所者の行動を制限しているとして**身体拘束に該当する可能性がある**。

確かに、入所者によっては、出入口を施錠しないことでかえって、身体に危険が及ぶ場合も想定されるが、したがって、時間帯を限定する、施錠方法を工夫する（ボタン式などの簡易的な鍵も含む）などし、**出入口を解放した状態で施設運営をすることが原則**と考える。「原則、開放状態（簡易的な鍵も施設状態によってはありうる）。施錠状態は、限定的・例外的。」が基本的な姿勢であると考えます。

(注意喚起) 業務継続計画の策定義務について

- 令和6年度（令和6年4月1日）からすべてのサービス事業所で業務継続計画の策定義務となります。
- 令和5年度中に業務継続計画を策定し、研修・訓練を実施してください。

策定支援情報

策定を支援する相談窓口を設置しております。

(窓口)

公益財団法人介護労働安定センター 鳥取支部

電話 0857-21-6571

(注意喚起) お泊りデイサービスの届出について

- 指定通所介護事業所等で宿泊サービスを提供される場合には、指針（ガイドライン）を遵守し、事業運営を行ってください。
- 指定通所介護事業所等で宿泊サービスを提供される場合には、指定権者へ届出を行う必要があります。



届出について

「鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業の人員、設備及び運営に関する条例（平成24年鳥取県条例第76号）」等に基づき、指定権者に届出を行う必要があります。

指定権者への届出をしていない事業所におかれましては、下記URLから移動していただき、指定様式を使用して届出を行ってください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/250575.htm>